

町田市小野路宿里山交流館条例の全部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年(2014年) 6 月 3 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市小野路宿里山交流館条例

町田市小野路宿里山交流館条例（平成２５年３月町田市条例第１４号）の全部を改正する。

（設置）

第１条 地域の歴史、文化等を継承する場及び地域住民と地域住民又は来訪者との交流を促進する場を提供し、もって町田市（以下「市」という。）の観光の振興に寄与するため、町田市小野路宿里山交流館（以下「交流館」という。）を町田市小野路町８８８番地１に設置する。

（事業）

第２条 交流館は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （１）地域の歴史、文化等に係る資料（以下この条において「地域資料」という。）に関する情報及び市の観光情報等の案内に関すること。
 - （２）地域資料の収集、保管及び展示に関すること。
 - （３）地域資源（地域資料及び地域資料に精通している地域住民をいう。）を活用した体験活動に関すること。
 - （４）交流館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
 - （５）前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業
- （施設）

第３条 交流館には、次に掲げる施設を設ける。

- （１）交流スペース
- （２）情報コーナー
- （３）和室
- （４）土蔵
- （５）製茶場

（指定管理者による管理）

第４条 交流館の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第

3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。
（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）第2条に規定する事業の実施に関すること。
- （2）交流館の専用利用の承認等に関すること。
- （3）交流館の施設等の維持管理に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が指定する業務
（指定管理者の指定等）

第6条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる基準により、交流館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めるものを指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- （1）これまでの実績から、施設の管理業務について相当の知識及び経験を有すること。
- （2）前条の業務を、効率的かつ効果的に行うことができること。
- （3）前条の業務を、安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

（個人情報の保護）

第7条 指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関し報告しないとき。

(2) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。

(3) 第6条第3項に規定する基準を満たさなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理を継続させることが適当でないと認められるとき。

(開館時間)

第9条 交流館の開館時間は、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 1月、2月、11月及び12月 午前8時から午後5時まで

(2) 3月から10月まで 午前6時から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。ただし、指定管理者が開館時間を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。

(休館日)

第10条 交流館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。

(入館料)

第11条 交流館の入館料は、無料とする。

(専用利用の手続等)

第12条 第3条第3号から第5号までに掲げる施設を専用利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の専用利用の承認をするに当たっては、交流館の管理上必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 施設を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 交流館の管理上支障があると認められるとき。

(4) 専ら営利を目的とするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第13条 指定管理者は、前条第1項の規定により専用利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、専用利用の承認を取り消し、専用利用を制限し、又は専用利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく町田市規則（以下「規則」という。）に違反したとき。

(2) 前条第2項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(4) 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めるとき。

(利用料金)

第14条 利用者は、施設の専用利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て

定めるものとする。

3 市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。ただし、指定管理者が利用料金を減額し、又は免除するときは、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の制限)

第16条 利用者は、第12条第1項の承認に係る行為以外の行為をしてはならない。
(利用権の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、専用利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
(入館の制限)

第18条 指定管理者は、交流館の入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、交流館の管理上支障があると認められるとき。

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、施設の専用利用を終了したとき、又は第13条の規定により専用利用の承認を取り消され、若しくは専用利用を停止されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 交流館の施設等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にされた交流館の管理業務を行わせるものを選定する手続は、この条例による改正後の町田市小野路宿里山交流館条例第 6 条の規定によりなされたものとみなす。

別表 (第 1 4 条関係)

施設の利用料金

施設	利用単位及び利用料金 (円)		
	午前 (午前 9 時から 午後 1 時まで)	午後 (午後 1 時から 午後 5 時まで)	全日 (午前 9 時から 午後 5 時まで)
和室 (1)	2 0 0	2 0 0	4 0 0
和室 (2)	2 0 0	2 0 0	4 0 0
土蔵			1 , 2 0 0
製茶場			8 0 0